

総務常任委員会

開催日	令和5年6月16日
時間	午前9時30分～午前10時33分
場所	委員会室
出席議員	富田 雄二、加藤 光則、成田 義之、浅井 泰三 伊藤 嘉起、林 真子、大塚 祥之
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岡田人事秘書課長 林企画政策課長 神野企画政策課課長補佐 沢田企業誘致課長 岩田総務部長 榎本総務部次長兼総務課長 飯田総務部次長兼財産管理課長 辻総務部次長兼収納課長 馬場総務課課長補佐 服部財政課長 山下財産管理課課長補佐 渡辺税務課長 川村税務課課長補佐 酒井税務課課長補佐 丹羽危機管理部長 舟橋危機管理課長 炭竈危機管理課課長補佐 三輪会計管理者 吉田監査委員事務局長 木全監査課長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案または協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

去る13日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託となりました議案について、御審議いただきます。

当委員会に付託された所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計課、監査委員及び議会事務局であります。

はじめに、議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

渡辺税務課長。

税務課長 (渡辺 由利子君)

税務課、渡辺です。

議案第33号を説明します。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等の7ページを御覧ください。

議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出。

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の導入に係る規定の整理等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、左側の8ページを御覧ください。

清須市税条例の一部を改正する条例案

清須市税条例の一部を改正する条例

清須市税条例の一部を次のように改正する。

内容を説明します。

1段落目の第34条の9と、下から6行目の第38条から、右側9ページ中ほど下の第47条の6までの改正は、森林環境税の導入に係る規定の整理です。第38条で、令和6年度から導入される森林環境税を、個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収することを規定しています。この

ほかに、国税である森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収を行うため、賦課徴収の方法、納税通知書の記載事項、その他必要な手続に係る規定の整理をしています。

左側の8ページにお戻りいただきまして、2段落目の第36条の3の2の改正は、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化です。給与所得者が給与の支払者に提出する扶養控除申告書の住民税に関する事項、扶養親族等申告書の記載方法について、前年に提出した申告書の記載内容と異動がないときは、前年から異動がない旨を記載した申告書を提出することができるようにするものです。

右側の9ページに移りまして、下から7行目を御覧ください。第82条の改正は、特定小型原動機付自転車に係る規定の整備です。現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は、現行の原動機付自転車と同様に第一種原動機付自転車として、種別割2千円を課すことを規定しています。

その下の附則第15条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収に係る特例の変更です。減税対象車について、自動車メーカーによる燃費、排出ガス試験における不正行為により軽自動車税の税額に不足が生じた場合に当該自動車メーカーを所有者とみなして納税義務を負わせる特例について、再発防止の観点から、不足額の徴収に際して加算する割合を10%から35%へ引き上げるものです。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いします。

附則。

第1条は施行期日です。この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、森林環境税の導入に係る規定の整理と軽自動車税の賦課徴収に係る特例の変更は、令和6年1月1日から施行し、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化は、令和7年1月1日から施行するものです。

第2条の規定は、市民税に関する経過措置の規定、第3条の規定は、軽自動車税に関する経過措置の規定です。

議案第33号の説明は以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございました。

ただいまから質疑に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから質疑あるいは答弁に入ってくださいようお願いします。

それでは、質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

15番、加藤です。

今回、税条例の改正をするということでの提案であります。今、御説明いただいたわけですが、特に自動車税、軽自動車のところをお聞きしたいなと思います。

今回の地方税の改正は、いろいろ見てみますと半導体不足で納期の遅れによる混乱を避けたいとする自動車業界からの要望に応じて、環境性能割の区分延長とか、車体に関する課税の改正が行われるということではありますが、車体課税の見直し及び延長で、軽自動車税の環境性能割の税率とか、税率区分並びに今回種別割のグリーン化特例の見直し延長で、本市のこの軽自動車税にどのような影響が出てくるのか、お聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

まず、環境性能割についてですが、環境性能割につきましては、やはり燃費性能がよいもの、特に電気自動車に特化したものが軽減の対象になってくるということで、本市としましても、軽減をする車というのが、軽自動車が少しずつ増えてきていることから、1年分の軽自動車税環境性能割が減るということがございます。またこちら種別割についても同様でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

当初、予算のときに予算立てされて、環境性能割が12月までこれが据え置きということとグリーン化特例の延長ということで、令和3年の状況を見ると、環境性能割が252で種別割が1万6千495だったかな、とかいう数値が本市の場合載っておったんですけども、やはり今言われたように、軽自動車の台数がどんどん増えてきて、こういういろいろ税的にも変わってくるわけですけども、当初見込んだものに比べてやはり大きくこれ延長とか据え置きになると、いろいろ変わってくると思うわけ。その辺はどういうふうに見られておるのかということ、まだあれですか、予測はされてない。本市に入ってくる税収ですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

環境性能割につきましては、当初予算で組んでいたよりもかなり少ない額にはなってしまっていたわけですが、こちらについては軽減を見込んでの予算取りだったわけですが、新車の登録台数がやはり減っていたということで、税収として上がってこなかったということですが、今回の場合ですと、電気自動車が今までグリーン化特例の経過の中で、令和4年度ではグリーン化特例の経過は1台もなかったわけなんです、今年度の令和5年度では30台ほど上がってまして、電気自動車はかなり増えてきているということですので、電気自動車についての経過分についてはこれから増えていくものと考えます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

ありがとうございます。

もう一つ気になるのは、自動車税、重量税のほうですね。本市にとって非常に重量税のところも気になるわけですが、軽自動車の場合40.7%、約4割が一般財源として譲与される、こういうことになるとるわけですが、今回の見直しではあまりこの辺というのは考えなくてもいいのか、どういうふうには現状は考えられているのか、教えていただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

自動車重量譲与税につきましては、国の予算措置に基づいて当初予算を計上しておりますので、その状況次第だと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

過去、いろいろ見直しとか、据え置きとかいろいろ、自動車重量税についてもいろいろ影響が

あったかと思うわけですが、これまで国のほうはこういういろいろ変えてくるときに減収に対しては代替財源なんかもいろいろ配慮してくれとるわけですが、自動車の、特にこの軽自動車については一般財源として非常に市としても億という金があったと思うんですけれども、その辺はあんまり影響を考えなくてもいいわけですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部課長。

財政課長（服部 浩之君）

令和3年度までは、先ほどの環境性能割の減収部分につきましては、特例交付金で措置はされておりましたが、令和4年度以降はそういった措置はございません。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

3年までは特例交付金という措置はあったけども、4年度以降は今のところはないと。やっぱり影響があるわけですね。そう見といたほうがいいですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部課長。

財政課長（服部 浩之君）

そのあたりは状況を見極めていきたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

もう一つ、今回御説明の中で電動キックボードが特定小型原動機付自転車として新たに加わるというお話だったんですけれども、そうすると市のナンバープレートの課税となると思うわけですが、これ法施行が今回の資料を見ると令和5年の7月1日となっていますけれども、この市でナンバープレート課税するのはいつからぐらいになって、ほんで幾らぐらいになるのか。そういうのが走ってくるわけですね、町なかで、これから出てくるわけなんですけど、これが幾らの課税で、それからいつぐらいからこれが始まるんかというのは。法施行はこれ令和5年7

月1日になってましたけど、その辺、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

電動キックボードの中で特定小型原動機付自転車の対象となる、こちらは決まりというものがございまして、こちらの対象となるものについては、現行の原動機付自転車の2千円と同じ税率になります。また、7月1日からというナンバーの交付のほうは、もう今現在準備をしております。7月1日から、窓口にお見えになったときにはそのときから交付ができるようになっております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

そうすると、もう7月1日からもう準備されてるということでもあります。

ちょっといろいろ見てみると、普通のやつよりちょっと小さめのナンバーだということもニュース等で入ってくるわけですが、何かそれもそれぞれの自治体でデザインとかなんか考えてもいようなものになってるのか。本市の場合、どういうふうになってるのかというようなことは、今決まったら教えていただきたいです。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

特に絵柄がついているとかというものではございません。規定のものをそのまま清須市用として作成いたしました。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

現在行われている原動機付自転車に対する課税においては、車検等がないことから、市が自ら

標識の交付を行ったりして、所有者の移動については一応調査しなければならないとか、いろいろ一応決まりはあるわけですがけれども、これからまたさらにこれ増えるわけですね。担当の方としては非常に仕事量が増えてくるわけですがけれども、この課題が何か、今後の課題や懸念が何か、今の時点であるのか。どれぐらい増えていって、こういった調査について、仕事も増えるだろうし、いろいろ懸念されることというのは、今お聞きしておくうえで何かありますか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

今現在、キックボードとして登録がされている過去からのもので数台ございます、清須のほうにも。今回は、特定小型原動機付自転車というのは、キロワット数であったり、大きさであったり、幅であったりということに決まりがありますので、こちらのものに該当するものとしてきちんと登録をしなければいけないというところが一番窓口で注意しなければいけないことと考えております。

あとは、課税のことにつきましては通常の前動機付自転車と違って、持ち運びができて家の中にしまわれてしまわれるようなものですので、なかなか現地で確認をするということは難しいというふうには考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

車検等はないわけですし、今回持ち運びとか、小さいコンパクトなものとか、いろいろ台数も大変なことになるような予想もされますけれども、仕事としてもいろいろ煩雑になると思いますけど、しっかりやっていただくようお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

林委員。

林 真子委員

林です。

では、この森林環境税について確認で少しお聞きしたいと思います。こちら、たしか令和元年からだと思うんですけど、森林環境譲与税というのが入ってきていると思うんですが、こちらの財源になるというような考え方でいいでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

今おっしゃられたように、国民から税をいただく森林環境税と森林の整備等に使う森林環境譲与税というのは、2つの税で構成されているセットのようなものでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

林です。

この関係性として、森林環境譲与税というのは清須市においてはなかなかこの森林というものがありませんし、この計算に当たって多分人口割のところの部分でいただいているかと思うんですが、この森林環境税の導入によって何かそこで変わってくるとか、そういうことはあるんでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

配分されるその割合は決まっております、4年度の決算額、それから5年度当初予算に計上した額でほぼほぼ変わりはないと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

すみません。先ほど徴収方法も、市民税の均等割のところの1千円のというお話があったんですけども、これすごく多くのというか、市民の方に関係してくることであるんですけども、今までこれまだ周知とか特にされていないと思うんですが、今後何か市民の方に向けてこの税についての周知をされるような御予定はありますでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

周知につきましては、すみません、5月号広報と記憶しておりますが、そのときに一度簡単に森林環境税が始まりますということで、一度広報のほうでは掲載をさせていただいてまして、ホームページの方にも、もう少し詳しいものということで今準備をしているところでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。

ちょっとたまたま私調べましたら、近隣市町さんも既にホームページにかなり詳しく出ておりましたので、ぜひ皆さんに関心持っていただかなければいけない部分でもありますので、今後周知をまたしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

浅井委員。

浅井 泰三委員

恐縮なんですけど、今のキックボード、これ当然ヘルメットが要りますよね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

電動キックボードの特定小型に該当するものにつきましては、まず、運転免許は必要がありません。16歳以上の方でしたらどなたでも乗れるものなのですが、ヘルメットにつきましては努力義務ということになっております。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

努力義務で、じゃあしなくてもいいということですね。

これちょっと委員長、関連で恐縮なんですけど、自転車のヘルメットですけど、これも今しなさいって、努力義務ということですよ。でね、今のヘルメットですけど、自転車屋へ行くともちろんピンキリなんですけど、ああいう工事用のヘルメットでもいいんですか。これ楢本さんのほうかな、どうなんだろう。

これちょっとね、自転車はどんなものでもええのとかいうてよく聞かれるんですよ。自転車屋のヘルメットを見にいくと、何万円もするんだよねあれ。あんな高いのをして、その辺のコンビニまで自転車に乗っていくわけにもいかんし。いかがなんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

楢本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（楢本 雄介君）

総務課長、楢本です。

今、議員からおっしゃられた工事用のでもいいのかと。まず、私どものほうで展開しております補助金の対象といたしましては、補助金の対象ですね。市のほうの補助金の対象といたしましては、自転車向けの安全の商標がつけましたSGマークというものがございます。ほかにもあるんですけど、そういったものがついたものに限定させていただいております。ただ、個人が選択されて着用されるヘルメットについては、特に規定はないと思われま。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

そうすると、今、市から支給されてる市のヘルメットね。これは私用で使ってはまずいとは思

うんですけど、あれ何のマークも入ってないわね。あれは駄目だということですか。市のヘルメット、SG入ってる。SGは入ってるらしいわ。だが貼ってないよね。例えば千円ぐらいで売ってるヘルメットがあるんですよ。そういうのは駄目だということですか。かぶっとっても違反になるということですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

法的に駄目だということとはございませんが、ただ安全性には大変疑問は残るものだと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

そうだけどね、防災訓練等々でよく質問が出るのは、じゃあヘルメットの耐用年数はどのぐらいありますかと聞かれるんですよ。5年でもない、10年でもない、はっきり言えないと。これはもう破壊試験をやるしかないですと、こういう話なんだわね。そのSGマークがついとろうが、ついていまいが、ついてたところでね、例えば何十年たつとつた。もう劣化してるんだということだと意味がないと思うんですけど、それはどういうふうに説明すればよろしいですかね。ただかぶっておればいいということなのかな。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

まず、ヘルメットの耐用年数については、これはおっしゃられるとおり、確定したものかどうかというのは私どものほうでも判断はつきませんが、業界団体の、これ私はホームページで見て確認したところなんですけど、一応3年を目安ということで記載があったはずですよ。

やはり樹脂の製品ですので、ある程度の年数での樹脂分解だとか、あとよく言われますが、一度でもヘルメットに強い衝撃が出た場合は使用が不可能だということになっておりますので、そのあたりは個人の判断になるかとは思いますが。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

やっぱりね、そうだとしたら、そういうこともぜひ広報に載せていただきたいと思うんですよ。ヘルメットなら何でもいい。これはね、2・3万のもの、もっと高いのもあると思うんだけど、800円、千円、安いやつがあるんだわね。これでもいいんですかねって聞かれても、僕らも答えようがないしね。市で聞いてくださいと、警察で聞いてくださいと言うしかないようなことでもいかんもんですから、いや、広報やホームページにも載ってますよというぐらいのちょっと周知をお願いできれば、電動キックボードだって、今テレビで見てるとほとんどかぶってないよね、あれ。そういう努力義務とは、今聞いて初めてね、ええっと思ったんだけど、あれこそ努力義務じゃなくて、スピードが自転車ぐらい出るんだから、いやこれは地方自治体に、一自治体に言ってることではないですけど、そういう不知というか、ちょっと何か抜けてる部分があるんじゃないかなというような気がして。ぜひそういうことにも機会があったら広報をぜひお願いいたします。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、これで質疑を終了し、議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

榎本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課長、榎本です。

議案第34号について御説明をいたします。

それでは、市長提出議案等の11ページを御覧ください。

議案第34号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出。

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、有料自転車等駐車場である清洲駅自転車駐車場の供用開始に伴い、無料自転車等駐車場である清洲駅前自転車駐車場及び清洲駅東自転車駐車場を廃止するために必要があるからです。

1枚はねていただきまして、12ページを御覧ください。

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

灰色の表紙の参考資料の2というものをお出しいただきたいと思います。こちらの9ページ、新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。

こちらの別表第2に規定いたします無料自転車等駐車場のうち、右側の旧の欄にございます清洲駅前自転車駐車場と清洲駅東自転車駐車場の項を削るものでございます。

附則です。

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議案第34号の説明は以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

加藤です。

施行期日が7月1日ということで、市のホームページ等いろいろな広報もされておりますけれども、これ申込み期限が6月16日金曜日、今日までということになっておりましたが、現在のところどんな状況か、分かっておれば教えていただければと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

今週はじめの集計になりますが、314件の申込みをいただいております。

これは収容台数750件に対しまして約41%の申込率になっております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

加藤です。

JR清洲駅の状況の、最初にこの検討会で、平成25年の5月時点で清須市の管理している台数が、駅東で507台と駅前で225台で、計731台ということがあのときの検討会に出された資料でありました。今回737台の自転車駐車のスペースができたわけですが、今314件、今日まで最後の週ですからばっと伸びるかと思うわけですが、41%ということでありました。

稲沢市さんが管理されているのが約585台あるということではありますが、今週でスムーズに移行するために、どのような対応を行ってさらに誘導していくのかということがあるかと思うんですよね、あそこを閉めていくということになると。その辺で今何かお考えはあるでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

まず、現在の314件、41%というところの状況説明をさせていただきますと、一般的に言われていることなんですが、有料化を進めますと大体2・3割は減ると。これは近距離で使ってみえた利用者さんが抑制されるということで、これは大体統計が出ているようです。

もう一つは、ちょっと特殊事情ということで、ずっと議会のほうでも説明をさせていただいて

おりますが、稲沢市の無料駐輪場がそのまま残っておりますので、そちらにやはりどうしても流れていくと。

もう一つ大きなことなんですが、7月1日、供用開始時点におきまして、こちらを利用されている学生さんが夏休みに入るということで、やはり夏休み、1か月、2か月というところを定期を買うというのをちょっと差し控えるという現象も起きているかと思われまますので、今後の啓発というか、周知については努めていきますので、期待するところでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

当初の有料化に当たっても近距離の利用者が徒歩に回していくということや、いい環境に持っていくということ、両方挙げられておったわけですけども、もう一つは、6月24日プレオープンって書いてありましたね。これどういうことをやられるのか、お聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

まず、本日6月16日、一旦締切りという形をつくらせていただきました。十分な収容台数は用意しておりますので、抽せんになるということは想定はできませんが、事務の都合上、一旦ちょっと切らせていただいてそこで整理をさせていただくと。本日までの集計のところ申込みをいただいた方について、はがきで通知を差し上げます。そのはがきを持って、現地、これが24日から、現地に管理人が詰めますので、そこで実際の本申込みという形を取らせていただきます。その時点では駐車場の整備は完了しておりますので、プレオープンという形で、本来7月1日からの利用料金が発生しておりますが、分かりやすく言えばお試し期間という形で使っていただいても結構ですよという形。これによりまして、スムーズな移行と、管理人さん等もオペレーションに慣れていただくと、この2つの面を併せ持ってやらせていただくということで考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

今使われておる駐輪場、東も駅前もまだまだたくさん駐車がされておる状況があるから、あれがどういうふうに移動するかということで、私も昨日の夕方からずっと見とったんですけれども、どういうふうに乗り降りされるか。あれが新しいところに移動するというので、朝は非常に気ぜわしい、時間を皆さん争う中での乗り降り、結構JRというとホームまで行くのにまた時間がかかるんですよね。ですから、この駐輪場から駅まで、あそこ車が狭い、まだ区画整理をやられる前ですから車も非常に通りも多いわけなんですけれども、そうすると新しいところからとりあえず駅の構内に入るまでの動線を考えたときに、やっぱり一番近いところを歩いていかれると思うんですよ。そうすると水路の横のあの細い道ね、御存じだと思いますが、あの辺はどういうふうに考えられているか、この利用者の動線。700人の方々がざっと動くわけですけど、どういうふうに考えられているのか、あの水路の細いところを。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

楯本課長。

総務部次長兼総務課長（楯本 雄介君）

まず、駅動線につきましては、やはり区画整理内でございますので、安全性等を最優先に考えまして、現地を見られてお分かりだと思いますが、仮舗装をかけさせていただいて、案内看板も設置しております。まずそこを通っていただくということが大前提になっております。

今、おっしゃられた宮田用水の側道であるとか、暗渠化したところだということだと思いますが、そこに関しては、最低限の施工はさせていただいておりますが、御存じのとおり、まだ整理中でございますので、そのあたりは個人の判断という形になってくるのかなということでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

これからまちづくりだからどんどんよくなっていくと思いますけれども、いよいよ7月1日からということですので、利用者の皆さんも使いやすく、利用しやすく、かつ朝の忙しい時間を安心安全で通勤、通学していただくように、市としてできることを十分配慮してやっていただくということをお願いしておきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第34号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第34号 清須市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結について、説明をお願いいたします。

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司）

危機管理課長の舟橋です。

それでは、市長提出議案等の23ページをお願いいたします。

議案第38号について御説明いたします。

議案第38号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結について下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 清須市（仮称）五条川防災センター新築工事
- 2、契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
- 3、契約の金額 5億8千531万円
- 4、契約の相手方 名古屋守山区大森一丁目2701番地、株式会社宇佐美組名古屋支店、

支店長 藤井正

5、契約の期間 着手、契約の日の翌日 完了、令和6年3月29日
令和5年6月1日提出。

清須市長 永田純夫

ページを1枚おめくりいただき、24ページをお願いいたします。

工事入札結果報告の主な内容について御説明いたします。

本工事は、清洲庁舎跡地に避難所及び防災資機材等備蓄施設としての機能を有する防災センターを新たに建設するもので、構造は鉄骨造2階建て、延べ床面積は1千344.57㎡となっています。

開札日は、令和5年4月21日。入札参加業者は3者で、評価値が1.39と一番上位であった株式会社宇佐美組名古屋支店が落札者となりました。

なお、黄緑色の表紙の提出議案等説明資料の11ページ、12ページに参考図面を掲載しております。

議案第38号の説明は以上となります。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

加藤です。

幾つかお聞きしたいなと思います。今、ちょっとふと思ったんですけど、契約金額が5億8千531万円ですか。入札のときの予定価格がたしか7億8千万ぐらいだったと思いますけど、これ非常に実際の契約が安価に済んだのは何か要因があるんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課の飯田です。

入札後に業者のほうにヒアリング等を行いまして、そういった資材の納入及び関連業者等の協

力体制等を用いまして安価に抑えることができるということで、確認をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

しっかりそういう確認はやっていただきたいと思うわけであります。

それで、今説明があったわけですけれども、工期がこうなっておりますので、オープンはいつになるということですか、開館は。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

令和6年7月を目標に整備をしまいたいと考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

そうすると、約1年あるわけですが、今の時点では設置及び管理に関する条例とか、規定とか、そういうものはもう準備をされておるのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

現在、類似施設であります新川ふれあい防災センターの設置管理条例とか、施行規則をベースに検討しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

検討しているということですので、これが決まってくるのは、そうすると来年の3月議

会、予算議会のときという認識でよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司）

はい、そのような予定をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

それから、この施設を見ると大変立派な施設でありますので、職員が常駐する施設ということで考えてよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

一応新川ふれあい防災センターも今職員が2名常駐しておりますが、そのような体制を。これは、もちろん今後人事と財政と相談をしていかなければいけない話でございますが、一応2名を想定しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

はい、分かりました。

それで、今回、この五条川の右岸側に新たに防災センターとしてできるわけであります。いろいろ今回、図面もついておりますので、いろいろ見せていただきました。それで、新たに防災となると避難場所ということにもなるわけであります。それぞれのところに本市の計画等を見せていただくと避難収容可能人数というようなことも書かれておるわけですが、面積の割り当てで、ここはどれぐらい収容人数が可能なのかということをお教えいただきたい。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

一応感染症対策等も考えますと、1人当たり3平方メートルが必要だというふうに言われております。それから換算しますと、約250名ということになります。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

ありがとうございます。250人ということでもあります。

それで、本市が出されている、いろいろこういうマップ等を見せていただくと、指定避難所にもなるわけだと思うわけですけど、このエリアだと、一つは一番近々では隣の保健センターとか清洲小学校があるわけですけども、エリア的に五条川右岸でどういった、いざというときの避難、指示を出されるわけですが、どこの地域を主に対象にというような、250人ということでありましたので、今イメージされておるのか、お聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

こちらの避難想定の関係ですけれども、こちらの防災センターのほうは主に清洲の第7、第8、第9ブロック、あと西市場1、2、3丁目ブロックからの避難者を想定しておりまして、ただこの防災センターだけではなくて、清洲小学校も含めてこちらを賄うという形で想定をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

ありがとうございます。

7、8、9と西市場1、2、3ということで、小学校のところの部分も賄っていくというイメージだということでありました。

それで、今回防災倉庫を兼ね備えているわけですけれども、本市は五条川、新川、庄内川があって、経路が遮断されてしまうようなことも想定されるわけでありまして、市内にある4

3の備蓄倉庫に、五条川防災センターとして新たにここが加わっていくわけですが、災害発生時に迅速に円滑に対応を行うために、ここの機能をどう生かしたらさらに安心安全な防災対策を進めていくのかということが、検討される必要があると思うわけですが、備蓄の問題も含めて、どういうふうにここを新たな五条川防災センターとして機能させていくのか。今考えられていることを伺いたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

防災センターの完成をいたしましたら、まず新川ふれあい防災センターの備蓄品等、こちらの約半数をこちらの五条川防災センターのほうに移設をしたいというふうに考えております。こちらの防災センターは、本市の洪水ハザードマップでも見ていただきますと分かるように、五条川、または庄内川が氾濫した場合でも、50cm未満までしか浸水しないというような、そういった想定が出ておりますので、こういった備蓄倉庫としては非常にふさわしいと考えておりますので、今後も備蓄品等をこちらのほうに追加、また搬入をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

一つは、新川の防災センターの備蓄品の半数をこちらに移動させるということであります。どういったものを移動させるかということもあるわけですが、そうするとそのスペースが新川のほうは空くわけですが、新たに必要なものをそこに入れていくというようなことなのか、その空きスペースを何かに使っていいかということなのか、今の時点でどういうふうに考えられているのかということをお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

どちらの地域にもやはり必要なものだと思いますので、どちらにも今後も追加搬入をしていくという形を考えています。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

分かりました。

それと、あと50cmの内水だというようなことを想定されておって、今回造られるあの場所は、大体交差点の辺が3mちょっとで、敷地内が4m弱だと思うわけですがけれども、車等もたくさん置ける状況があるわけですがけれども、その辺で浸水はしないということの想定だったわけですがけれども、その辺で何か非常に川が脅威があるわけですがけれども、新たなこの備蓄倉庫としての対応みたいところで、1階の部分が倉庫になるわけですがけれども、何かこう搬入、搬出、それから備蓄の面において何か考えられているというようなことがあるのか。

それから、今回、エレベーターもつけられるということでもありますので、何か荷物を緊急の場合には上に上げるような、何かそういうようなものがあるのかないのか。その辺はどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司）

備蓄品等につきましては、特に上に上げるということは想定してないんですけれども、いろんな備蓄品をパレットの上に置くような形にして、パワーリフトという手動でできるようなリフトを採用しまして、移動等がしやすいような形ということを取りたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

最後に、今回造られる施設の工事の概要の中にも、地区の集会所という規定もされておりましたので、日ごろ防災倉庫だけじゃなくて、いろんな意味で住民の方々が使いやすいような施設に十分なるように、市のほうも今後いよいよ建築されるわけですので、規定も、条例も来年の3月に向けてつくっていくということでもありますので、地域の住民の皆さん、市民の皆さんの要望も十分聞いた上で、使いやすい施設にしていきたいということをこれお願いしておきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにごいませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第38号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第38号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の締結については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分について、説明をお願いいたします。

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

議案第43号について、企画部及び総務部の所管分を一括して御説明します。

令和5年度一般会計補正予算書及び説明書の24、25ページを御覧ください。

歳入です。

一番上の15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額9千976万8千円の増額、1節総務管理費補助金です。説明欄を御覧いただき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額です。

一つ飛んで、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額6千196万2千円の増額、1節基金繰入金です。説明欄を御覧いただき、財政調整基金繰入金の増額です。本補正後の現在高は10億4千242万8千円です。

歳入は以上です。

続いて、歳出です。

1枚はねていただいて、26、27ページを御覧ください。

一番上、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額7千602万6千円の増額、12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただいて、キャッシュレス決済ポイント還元費の新規計上です。

企画部及び総務部所管分の説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

加藤です。

お聞きしたいと思います。市内の経済活性化に向けたキャッシュレス決済利用者のポイント還元事業、この事業が今回の補正で出てきたわけであります。還元事務費が402万6千円で、キャッシュレス決済ポイント還元費が7千200万円ということだったと思うわけでありますけれども、今回、昨年末にPay Pay、これ10%、1か月やったわけですが、今回のどのようなイメージで考えられてるのか、お聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

今年度実施する事業の概要につきましては、実施時期が令和5年の11月頃の1か月間、還元付与率は、決済金額の10%以内、1回当たりの付与上限額が1千円相当。キャンペーン期間内の付与上限額は5千円相当です。対象店舗につきましては、現在、4月25日時点で約750店舗ほどを想定しております。対象決済については1決済事業者を想定しております。

以上となります。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

一つずつお聞きします。今、決済事業者1事業者を予定という言い方ですけれども、その予定されているのは前回と同じようなことだという認識で今お聞きしてればいいのか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

決済事業者につきましては、今回の物価高騰の生活支援であったりとか、そういった地域経済活性化の目的達成に一番適している事業者を選定していく予定ではございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

まだ選定されていないと、それをきちっと見ていくということではありますが、そうすると、この12月にやられたときの決済実績、その他消費喚起の効果検証というのは、この事業者さんでやられたときには、きちっとそういった資料とかを出していただいているいろいろ検証はできとるんでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

前回実施した際の効果検証ということですが、決済事業者のほうから一部、お答えできる範囲としてさせていただきますと、まず取引額、キャンペーン前とキャンペーン実施と比較して、取引額については約266%、ユーザー数につきましては132%、取引回数については1人当たり130%、利用者数につきましては132%となっております、キャンペーン実施により取引額の増加や利用者の増加など一定の効果があつたと認識しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

その辺の効果をきちっと検証をしていく必要が私はあると思うわけです。去年の12月に行ったこの還元では、決済額は4億1千708万524円で、還元した合計が3千757万5千365ポイントということで、これ全協か何かのときに資料でお配りいただいたものだと思うわけですが、この地域経済の活性化がどのように効果をもたらしたのかということが私は非常に重要になってくると思うんですよ。

今回、この原資というのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用していくという理解でよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

本事業の財源については臨時交付金で賄うということとしております。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

ポイント還元や広告宣伝費と必要な経費全て、原資はこの自治体のこういった交付金等を使っていくわけでありまして。今、いろんなところがやられとるわけですが、自治体は予算を臨時交付金で賄って地域の活性化を図っていくわけですが、事業者としては、自分たちがコストを負担することなく、ある意味ではキャンペーンが実施できるわけでありまして。それから、消費者、利用者は対象店舗なら一定割合の還元が受けられ、お得にお買い物ができるという、この3者というか、それがどういうふうに税金を使われてみんなのためになっていくかということが非常にこれ検証していくうえで私は大事だと思うわけでありまして。

今、御説明いただいた、前回のときは530店舗だったのが、今、750店舗に広がったというようなことだと思うわけでありまして、ある意味、この消費喚起は苦境にあって地元事業者の支援を目的とすべきこの事業をどう推進していくかと。一つはげんき商品券もやられておるわけですが、この辺については、前回やられて、それで今回、額的には前回の約倍だと思うんです、1か月間で。これどこの自治体でも原資がなくなりゃ終わりという、1か月予定してるのが早く終了されることもあるわけですが、本市の場合、12月でどういう時点、年末ということで、今回はこれ1か月の期間ずっとやってということなんですが、途中で締め切ったりは。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

前回、キャンペーンにつきましては1か月間は実施するというので、月途中でキャンペーンは終了するということはありませんでした。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

それも含めて、今回11月に予算化されて、倍の予算化を組まれたわけですがけれども、その辺でこの予算立てでどういうふうに経済、検証したうえで企画課としてはこの予算を立てられたのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

今回の還元費につきましては、前回も同様なんですけれども、決済事業者によるシミュレーションをもとに予算化しております。今回につきましては、清須市が第二弾であること。また、そういったキャンペーン自体、各ほかの自治体もやっていることなど、キャンペーン自体の認知度が上がっている。そういったことから、前回よりも多く利用がされるであろうという想定のもとで還元費を計上しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

しっかり検証した上で、まだどういう事業者か、1事業者、選定も含めてやられるということですので、本市のいろいろ窓口のキャッシュレス決済を見ても、コード決済なんかいろんな事業者が入ってるわけでありまして、そういったところがどういうふうにやられてるかという

のをしっかり検証していただきたいと思いますし、あともう一つは、前はスマホを使わない人に、これ言われてるんですが、どうしても不平等感があるんじゃないかと。このところをどうしていくかというところで、そういった事業者を含めてスマホ教室をやったり、事業者向けの相談会をやられたわけです。前回はスマホ教室には41人の方が参加し、事業者が2業者だったと。地元業者が行って潤っていかなくあかんと思うわけですが、その辺は今回、これに向けてどういうふう考えられておるのか、お聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

スマホ教室、前回実施しましたスマホ教室については、今回も、特に高齢者など、まだスマホ決済を使ったことがない方に対する教室の実施は予定しております。また、事業者に対する相談会なんですけども、前は2件ほどありました。ただ、その2件の内容が、使い方であったりとか、導入に向けた相談というようなことではなかったことから、相談会ではなく、企画政策課のほうで相談を受け付けて決済事業者のほうにおつなぎするというような形を今考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

加藤 光則副委員長

最後に、一つはチャージ手数料を含めてデジタルというか、管理会社、ここでの支払いになってくると思うわけですが、多額の支払いが行われても、多くの市民が使えるでは困るわけでありますので、効果的な施策になっていくうえでも、きちっと検証していただいて、これ11月にやるということでありますので、本当に皆さんがよかったと思えるようなものにならないと、これはどうなのかというところは私はまだはてなでありますので、しっかりまず検証していただいて取り組んでいただきたいということを、これを訴えておきます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

＜ 挙 手 全 員 ＞

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案についての審議は終了しました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることには御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

御異議なしということですので、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

御異議ございませんので、そのように決定いたします。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

早朝より、お疲れさまでございました。

（ 時に午前10時33分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月16日

総務常任委員会委員長 富田雄二